

5月16日付け水道局回答(「公開質問状にかかる対応について」と題する文書)の問題点 ～「安定水源」、「不安定水源」に関して～

2014年6月16日記

宮野和徳

(まえがき)

水道局は、四条橋取水場(18,000m³/日)、三本木取水場(4,500m³/日)、岡本水源地(湧水:1,000m³/日)の合計23,500m³/日について、「不安定水源」と称し、本市の保有水源にカウントしない愚を犯し続けている。

不安定水源は、川棚川取水場(暫定豊水水利権5,000m³/日)を加えて合計28,500m³/日とされているが、ここでは主として、四条橋、三本木、岡本の3水源について法的観点から検討する。

1 水道局の、水道法の適用・解釈はおかしい!

- (1) 水道局は、平成24年度再評価において、「渇水影響の減衰、景気回復、新規需要等より、目標年次の平成36年度において、有収水量は75,542m³/日、一日平均給水量は84,685m³/日、一日最大給水量は105,461m³(水源能力117,000m³/日)との水需要予測を示した。(資料:平成24年度第2回佐世保市上下水道事業経営検討委員会 水道施設整備事業再評価(第1回目)、以下、「再評価委員会資料」という。)

水源能力(計画取水量)117,000m³/日から安定水源量77,000m³/日を差し引いた40,000m³/日が水源能力として不足するので、これを石木ダムに求めるといってもない計画である。

この問題の核心は、水道局が四条橋、三本木、岡本の23,500m³/日について、「不安定水源」呼ばわりし、本市の保有水源能力にカウントしないことにある。水道局は、「不安定水源」の法的根拠をどこに求めているのだろうか? これを探るのが本稿の問題意識である。

- (2) 法的根拠にかかる水道局の説明

- ① 5月16日付け「公開質問状にかかる対応について」(以下、「水道局回答」という。)における説明。

《水道水源については、常時給水を確保するために、確実に取水できる能力が求められており、水道法において認可の基準が明確に示されております。

事業認定申請において、本市が安定水源としている水源水量日量77,000m³は、この認可基準を満たしている水量を示したものです。

ご質問にありますその他の保有水源は、この認可の基準を満たすことが出来ない水源となっています。》(水道局回答 4 頁の「記」 4 の全文)

水道法において認可の基準が明確に示されていると言うものの、肝心の水道法何条なのかを明確にしない。この点に関し、

② 再評価委員会資料の 4 頁「佐世保市の水事情」の項の説明。

《●佐世保市の水源

- ・ 安定水源のみでは不足するため、不安定水源も運用している状況。
- ・ 安定水源の中でも、水利権水量が確実に取水できない河川がある。

水道法施行規則

第六条 十 取水に当たって河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実にであると見込まれること

したがって、水道事業の認可申請の際、水源の確実性の確保のため『取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類』を添付する必要がある。河川水の場合は、河川管理者の水利使用許可書の写しが必要。(同規則第一条の二)》

(3) 上記(2)の①、②の水道局の説明から、水道局の言いたいことが見えてくる。一部重複するが正確を期すために、「水道法施行規則第6条第10号」及び「同規則第1条の2第1項」の条文をここに引用する。

※なお、「同規則第一条の二第二項」が正で、水道局の表記は誤り。

・水道法施行規則第6条第10号

第6条 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。

10 取水に当たって河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあっては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実に見込まれること

・同規則第1条の2第1項

第1条の2 水道法第7条第1項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

(4) 上記(2)の①、②の水道局の説明から、水道局が安定水源と不安定水源を分かつのは、

①河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を受けていること
②水利権水量が(水道局は「通年で」とよく言う) 確実に取水できること
にあるようで、

①及び②の要件を満たしたものが、規則第1条の2第1項第4号の「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」に該当する、と言っているようだが、これはおかしい。

- (5) 四条橋及び三本木はいわゆる慣行水利権であり、岡本水源地(湧水)は自己所有水源地である。いずれも河川法第23条に基づく流水の占用の許可を求める必要のない水源である。

なぜなら、四条橋および三本木の慣行水利権は、河川法第23条の規定による許可を受けたものとみなされ(同法第87条)、「取水に当たって河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可」の必要はないからである。岡本に至っては河川法23条の規定が云々される問題ではない。したがって、上記(4)の②「河川法第23条の規定に基づく流水の占用の許可を受けていること」を安定水源か不安定水源を分かつ基準とすることには合理的な根拠はない。

また、水道局は、四条橋及び三本木の慣行水利権について、四条橋=18,000 m^3 /日、三本木=4,500 m^3 /日は、取水できない日が多く、上記(4)の①「水利権水量が通年で確実に取水できること」を満たさない水源である、と言う。しかし、この18,000 m^3 /日及び4,500 m^3 /日は、一日最大取水量すなわち、これ以上は取水していけない上限を意味し、この数字まで取水できない日があるが、まったく取水できない日があるが、当該(慣行)水利権の消長に些かも影響を及ぼすものではない。これまた、安定水源か不安定水源を分かつ基準とはなりえないものである。岡本については、そもそも分かつ理由は存在しないと言うべきである。

2 まとめ

- (1) 三本木及び四条橋の慣行水利権、自己所有の岡本水源地の場合、水道法施行規則第1条の2第1項第4号に定める「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」として何が考えられるであろうか。

慣行水利権者、すなわち河川法87条で許可を受けたものとみなされる者は、「河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない」(河川法第88条)とされ、政令が定める必要な事項のひとつとして、「占用している流水の量」(政令第48条第2項第4号)がある。

情報開示請求で入手している届出書によると、佐世保市長は、河川管理者(長崎県知事)に対し、河川法第88条の規定により、三本木及び四条橋の慣行水利

権について、「占有している流水の量」を四条橋＝18,000 m³/日、三本木＝4,500 m³/日とする届け出を行っている。したがって、慣行水利権については、「河川法第23条の規定に基づく流水の占有の許可書(水利使用許可書)」に代え、この届出書写しを前記書類として添付すればよいと考えるべきである。

なお、岡本にかかる「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」に何があるかは、厚生労働省と協議して指示を仰ぐことでよいのではないか。

- (2) 要するに水道局は、不足水源40,000 m³/日をひねり出すために、現に有るれっきとした保有水源の四条橋、三本木、岡本の3水源を手品を使ってでも消したいと策をめぐらし、窮余の策として編み出したのが「安定水源」「不安定水源」の造語だったのではないか。

上記1(2)の②で引用した再評価委員会資料は、水道事業の認可申請の際、水源の確実性の確保のため『取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類』を添付する必要がある、と説明する。しかし、これも造語の「水源の確実性の確保のため」の文言を枕詞に冠することで、水道局は条文の意味を平然と歪曲している。

ここで参考に、水道法施行規則第1条の2第4号の「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」について、『河川法逐条解説』から【解説】を引用する。

【解説】

- 1 申請の手続 (省略)
- 2 申請書の添付書類

水道事業の経営に当たっては厚生労働大臣の認可が必要であり(法6条1項)、その認可基準が法第8条に定められている。本条では、厚生労働大臣が第8条の認可基準に照らして当該認可の適否について判断を行う資料として、申請書に、事業計画書、工事設計書を添付することが規定されているほか、厚生労働省令(規則1条の2)において次の書類等を添付するものとされている。

- (4) 取水の確実性を称する書類(河川水、伏流水、湖沼水にあつては流水の占有許可書、同意書等、ダムを水源とするものにあつては、さらに基本計画書、ダム使用権設定許可書、地下水にあつては揚水試験結果書、競合する利水者の同意書等、また、分水によるものにあつては分水同意書、水道用水供給事業者から受水するものにあつては協定書、契約書等)

上記【解説】2(4)の()内の例示で明らかなように、「取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」とは権利を有することを証明する書類のことである。水道局の枕詞にある「水源の確実性の確保」は、最大取水量が取水できない日や取水ゼロの日があると言い募り3水源を貶め、保有水源から消す(外す)ための詭弁である。

- (3) 私が長い付き合い（意見交換）の中で知ってしまった水道局の体質には、法令やその解説を、自己に都合のいいところだけをつまみ食いし、都合よく切り取り接合し、法令やその解説を平気で歪曲するという、信じられないようなところがある。結局、水道局は、「法による行政」を遵守する大切な姿勢を欠いているような気がしてならない。